

発議第2号

志木市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、志木市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年3月17日

提出者 志木市議会議員 鈴木 潔

賛成者 志木市議会議員 与儀 大介

〃 〃 今村 弘志

〃 〃 河野 芳徳

志木市議会議長
安藤圭介様

提案理由

特例による委員会の会議の運営方法を定めるとともに、所要の規定の整備をしたいので、志木市議会会議規則第14条第1項の規定により、この案を提出するものである。

志木市議会会議規則の一部を改正する規則

志木市議会会議規則（昭和49年志木市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「議員は」の次に「、公務」を加え、「、出産」を削り、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第90条を次のように改める。

（欠席の届出）

第90条 第2条の規定は、委員に準用する。この場合において、同条中「議員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

第93条の次に次の1条を加える。

（オンライン会議に係る出席の取扱い等）

第93条の2 志木市議会委員会条例（昭和49年志木市条例第46号）第15条の2の規定に基づき開かれた委員会の会議（以下「オンライン会議」という。）に出席した委員は、前条第1項、第95条、第98条、第107条第1項及び第118条第1項の規定の適用については、出席委員とみなす。

2 オンライン会議の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第116条第1項中「その」を「会議（オンライン会議を含む。第141条第1項において同じ。）への」に改める。

第117条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席につき」と

あるのは「委員として」と、「委員席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。

第130条第1項中「起立させ、起立者」を「起立させ、又は挙手させ、起立者又は挙手者」に改め、同条第2項中「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、オンライン会議において、委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、電磁的に記録した映像の確認により挙手者の多少を認定して可否を宣告する。

第131条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、オンライン会議においては投票で表決をとることができない。

第136条ただし書中「起立」の次に「又は挙手」を加える。

第138条第1項を次のように改める。

請願書には、日本語を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名）を記載し、請願者（法人にあつては、その代表者）が署名し、又は記名押印しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。